

## 京都ノートルダム女子大学研究倫理委員会規程

### (目的)

第1条 京都ノートルダム女子大学研究倫理規程（以下「倫理規程」という。）の趣旨に則り、研究倫理に関する事項について審議、調査、検討、啓発するため、京都ノートルダム女子大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (審議事項及び任務)

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 倫理規程第5条に定める責務に関する事項
- (2) 倫理規程の運用、解釈に関する事項
- (3) 倫理規程及び関連する細則の改廃に関する事項
- (4) 研究者等の不正行為の調査に関する事項
- (5) 研究倫理に関する学長の諮問事項
- (6) その他研究倫理に関する必要な事項

- 2 委員会は、必要があると認められるときは、研究者に対して、適切な指導及び助言を行うものとする。
- 3 委員会は、研究者の研究倫理に関する重大な違反行為があると認められる場合は、学長に報告するものとし、学長は適切な措置を講じるものとする。
- 4 委員会は、研究倫理に関する事項について調査、検討し、必要あるときは学長に報告又は提案するものとする。

### (構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）でもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 各学部長
- (3) 各研究科長
- (4) 図書館情報センター長
- (5) 研究倫理審査委員会委員長
- (6) 事務局長
- (7) その他、学長が必要と認める者

- 2 審議内容が前条第1項第4項及び第5項に関する場合、それに関係する委員は、当該する審議に関与することはできない。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副学長をもって充てる。ただし、副学長の任命がないときは、前条第2号から第5号までの委員の中から互選により選出するものとする。副委員長は委員長が委員の中から指名する。

### (任期)

第5条 第3条第1項第1号から第5号に定める委員の任期は、その職の期間とし、第6号に定める委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

### (議事)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立し、議事は委員の過半数で決する。
- 3 前項にかかわらず、第2条第3項に規定する「重大な違反行為」に関する議事は、委員の

3分の2以上で決するものとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めた場合には、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、審議内容等について個人のプライバシー保護に留意し、知り得た秘密は、これを他に洩らしてはならない。

(事務)

第9条 委員会の事務は、研究推進課が行う。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が行う。

附 則 (平成24年3月21日制定)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月18日改正)

この規程は、平成26年3月18日から施行する。

附 則 (平成27年3月18日改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年2月17日改正)

この規程は、平成28年3月1日から施行する。

附 則 (平成29年1月25日改正)

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月20日改正)

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年9月20日改正)

この改正は、令和5年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年10月18日改正)

この改正は、令和5年4月1日から適用する。